

子ども・子育て支援事業計画策定の全体概要

①「子ども・子育て会議」と「次世代育成支援対策協議会」について

	子ども・子育て会議	次世代育成支援対策協議会
根拠法令	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法
条例内容	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） および児童福祉法（昭和22年法律第164号）そ 他の子どもに関する法律による施策に関し必要と なるべき事項についての調査審議に関する事務	次世代育成支援対策推進法（平成15年法 律第120号）に定める次世代育成支援対 策の推進に関し必要となるべき措置につ いての調査審議に関する事務
定員	20人以内	20人以内（現在19名）

②ニーズ調査について

- 主な調査対象者 就学前児童の保護者 2,000 票・小学生児童の保護者 1,000 票
 主な調査内容 ①就労状況（父・母）
 ②保育・教育の利用状況および希望
 ③子育て支援事業の利用状況および希望
 ④小学校就学後における放課後の過ごし方、希望
 ⑤育児休業の取得状況（父・母）等
 ※上記内容は、予定であり今後、国においても論議されていきます。
 ※市の独自項目においては、今後検討していく予定です。

③子ども・子育て支援事業計画の概要

▲計画において定める事項

- ① 教育・保育提供区域ごとの各年度の指定こども園に係る必要利用者定員総数
- ② 指定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
- ③ その他教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保
の内容及びその実施時期
- ④ 教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内
容及びその実施時期
- ⑤ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体
制の確保の内容

▲定めるよう努力すべき事項

- ① 産後休業及び育児休業後における指定こども園等の円滑な利用の確保に関する事項
- ② 保護を要する子どもの養育環境の整備、障害児に対して行われる保護、支援に関する県が
行う施策との連携に関する事項
- ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整
備に関する施策との連携に関する事項